

## 許可条件

第1条 既納の使用料は市が特に必要と認める場合を除き、還付しません。

第2条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用物件を使用しなければなりません。

第3条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければなりません。

第4条 使用物件は、市が指定する用途以外に使用することはできません。

2 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければなりません。

第5条 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

第6条 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならないものとします。

第7条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

(1) 使用者が、許可条件に違反したとき。

(2) 市において、使用を許可した物件を必要とするとき。

第8条 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、市長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、特に市長が承認したときは、使用を許可した物件を原状に回復する必要はありません。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができるものとします。

第9条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、前条の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないものとします。

第10条 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市は、その損失を補償しません。

第11条 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、市に請求することができません。

第12条 市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができるものとします。

第13条 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理しなければなりません。

第 14 条 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにしなければなりません。

第 15 条 本条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、市の決定するところによるものとします